

和 指 第 1 3 5 号
令和 7 年 6 月 1 1 日
(2 0 2 5 年)

各介護職員処遇改善加算等算定事業者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

「令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等実績報告書」の提出について（通知）

平素は、介護保険事業に対しご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度に介護職員等処遇改善加算（令和 6 年 4 ・ 5 月分については旧処遇改善加算・旧特定加算・旧ベースアップ加算）を算定した事業所におかれましては、次に記載する提出期限までに実績報告書の提出が必要となりますので本通知によりお知らせします。

つきましては、実績報告書提出の手続きの内容をご確認の上、届出に際し遺漏なきよう御留意願います。

なお、本通知につきましては、各法人に対し 1 部のみ送付しておりますので、傘下の事業所等には、貴職から周知いただきますようお願い申し上げます。

1 実績対象

対象年度	各加算の算定対象サービス提供月	(国保連から各事業所への) 各加算の最終支払月
令和 6 年度	令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	令和 7 年 5 月

2 提出期限

令和 7 年 7 月 3 1 日（木）

※年度途中において指定を受けている事業所すべてを廃止した場合は、上記期限とは異なり、国保連から各事業所への加算の最終支払月の翌々月の末日までが提出期限となります。既に提出済みの場合は、ご容赦ください。

3 提出書類

次の書類を提出してください。（各種様式については、和歌山市指導監査課ホームページの「介護給付費算定に係る届出等様式集」（ページ番号：1 0 0 3 1 3 7）をご覧ください。）

- ① 別紙様式 3－1（令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等実績報告書）
- ② 別紙様式 3－2 個票（令和 6 年 4 ・ 5 月分）
- ③ 別紙様式 3－3 個票（令和 6 年 6 月以降分）

※令和 6 年度処遇改善計画書を別紙様式 7－1 の様式で提出した事業者のみ、④別紙様式 7－2 の様式で令和 6 年度処遇改善実績報告書を提出することもできます。なお、処遇改善計画書を別紙様式 6 で作成した事業者は、通常の場合と同様に、上記①～③の提出が必要です。

- ④ 別紙様式 7－2（加算未算定事業所）（令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等実績報告書）

裏面へ

4 提出方法及び提出期限について

① 電子申請・届出システム

以下の URL にアクセスいただき、電子申請・届出システムにて提出してください。(G ビズ ID のアカウントが必要です)

【URL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- ・「申請届出メニュー」は、「6. 他法制度に基づく申請届出」を選択し提出してください。
- ・Excel のファイル名は法人名に変更してください。(例) 株式会社〇〇.xlsx

※原則、①での提出をお願いします。G ビズ ID の取得に時間を要するなど、やむを得ない場合は②・③での提出も可能ですが、電子申請・届出システムの積極的な利用をお願いします。

②電子メール 以下のメールアドレスまで提出してください。

【メールアドレス】 shidokansa_hojin@city.wakayama.lg.jp

- ・Excel のファイル名は法人名に変更してください。(例) 株式会社〇〇.xlsx
- ・メールの件名を「【法人名】令和6年度処遇改善実績報告書」としてください。
(例) 【株式会社〇〇】令和6年度処遇改善実績報告書
- ・受付後、当課から受付完了のメールを返信します。

③郵送・持参 以下まで郵送または持参してください。

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所 指導監査課 介護事業所指定班 宛

- ・2部提出してください。(1部は受付後の事業者返却用。郵送の場合は返信用封筒(宛先記入・切手貼付)を必ず同封してください。)
- ・郵送の場合は封筒の表に「令和6年度処遇改善実績報告書在中」と記載してください。
- ・郵送の場合は7月31日消印有効です。

5 各手続等の詳細について

各加算の制度等の詳細については、指導監査課ホームページをご確認ください。

- ・介護職員等処遇改善加算等について (ページ番号: 1027655)
<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyuu/fukusi/1002998/1027655.html>
- ・介護給付費算定に係る届出等様式集 (ページ番号: 1003137)
<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyuu/fukusi/1002998/1003137.html>

6 その他留意点

- 実績報告書作成にあたり、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方 並びに事務処理手順及び様式例の提示について(老発0315第2号令和6年3月15日通知)」を必ず確認してください。
- 各月の給与明細や勤務記録、国民健康保険団体連合会から毎月送付される「介護職員等処遇改善加算等総額のお知らせ」の写し(令和6年5月～令和7年4月審査分)等、実績報告書の積算根拠となる資料については、提出の必要はありませんが、別途、本市から求める場合がありますので、求められた場合は、速やかに提出できるよう適切に保管しておいてください。

和歌山市 健康局
保険医療部 指導監査課 介護事業所指定班
電 話 073-435-1319
FAX 073-435-1320